

# 資産税

THE PROPERTY NEWS

# NEWS

2021  
September

# 9



 京都税理士法人  
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

〒601-8328 京都府京都市南区吉祥院九条町30番地1 江後経営ビル  
TEL 075-693-6363 FAX 075-693-6565  
URL <https://www.ego-kcc.com>

# 相続対策、まず何から始めればいいのか

相続対策として始めるべきことは、個人財産の状況の把握と、将来の相続人の把握です。ここでは最も初期的な相続対策について説明いたします。

## 個人財産の状況の把握

個人の相続対策の最初の第一歩として、将来の相続財産となる資産および負債を把握してみましょう。今後の収入によって個人財産は増えるかもしれませんが、現時点での個人財産の全体像を把握することが必要です。

その結果、資産から負債を差し引いた正味の個人財産を計算することができます。正味の個人財産額が大きければ大きいほど、将来の相続税額が重くなります。

ここで、見落としやすいものは、将来の相続税です。気づかないかもしれませんが、相続税は、相続が発生したときに国家に対して発生する負債なのです。未払い相続税ともいうべき負債を正しく認識しておきましょう。

これらの資産および負債を貸借対照表として表示すると、個人財産の全体像がよく理解できます。

■家計貸借対照表

(単位：万円)

【資産】		【負債】	
現預金	8,415	借入金	4,500
株式	2,655	一次相続税	2,700
債券	825	二次相続税	1,700
投資信託	1,325	(負債合計)	8900
生命保険	1,320		
不動産	21,780	【純資産】	29,235
自社株	1,815		
資産合計	38,135	負債・純資産合計	38,135

また、貸借対照表から様々な個人の財務上の問題点を把握することもできるようになります。

貸借対照表の資産と負債との関係において、負債の返済可能性も評価しておきましょう。

特に未払い相続税です。これは相続発生時にその負債を現金で一括納付で完済しなければいけません。負債を返済するための資産として、現金預金、金融資産、死亡保険金を充当します。

足りなければ、自宅を売ることになってしまうかもしれません。

相続対策において、将来発生する未払い相続税という負債を把握し、その負債を流動性ある資産で支払うことが可能かどうかを確かめることが極めて重要なのです。

未払い相続税と比べて流動性ある資産が不足しているのであれば、生前に終身保険に加入し、死亡保険金を準備できないかどうか、検討してみましょう。

## 将来の相続人の把握

民法では相続人になることができる人やその順位、遺産の配分の割合について定めています。ここで定められた相続人を「法定相続人」と呼びます。

遺言書がある場合の相続では、遺言書に書かれている内容に従って分割を行います。

遺言書がない場合や遺言書に明記されていない遺産の相続では、遺産分割協議によって分割を行います。

法定相続人の範囲を確認しますと、配偶者は常に相続人になります。これは法律上の配偶者です。内縁の妻・夫の関係にあった方は、相続人となることはできません。

配偶者の他の親族には、順位があります。

相続人になる第1順位は子や孫、ひ孫などの直系卑属です。相続人である子供が先に他界している場合は、その子供すなわち孫が相続人（代襲相続人）となります。また、養子もそうですし、離婚した配偶者との子も第1順位に含まれます。

第1順位の相続人がいない場合、父母や祖母などの直系尊属が第2順位の相続人となります。

そして、第1順位も第2順位もない場合は、兄弟姉妹が第3順位の相続人となります。

ちなみに、相続開始時に被相続人の子や兄弟姉妹となる胎児がいるときは、その胎児も相続人となるので注意が必要です。

## 遺留分の計算基礎となる 法定相続分

遺言書があれば法定相続人以外も相続することができますが、そのときは法定相続人の遺留分に注意しなければなりません。

兄弟姉妹を除く法定相続人には（兄弟姉妹に遺留分は認められていません。）、相続財産の最低限の取り分である遺留分が認められているためです。遺留分を害された法定相続人は、遺留分侵害額請求をすることができます。

遺留分の計算の基礎となる法定相続分の割合については、相続人の組み合わせによって異なります。

配偶者と子が相続人であるときは、配偶者の法定相続分が2分の1、子の法定相続分が2分の1です。

また、子が複数人いる場合の法定相続分は、2分の1を人数で等分した値となります。

相続人が配偶者と被相続人の直系尊属のときは、配偶者の法定相続分が3分の2、直系尊属の法定相続分が3分の1となります。

そして、相続人が配偶者と被相続人の兄弟姉妹のときは、配偶者の法定相続分が4分の3、兄弟姉妹の法定相続分が4分の1となります。

具体例を計算してみましょう。

例えば、相続人は、被相続人Xの配偶者Yと、子A、子Bの場合で考えます。このケースでは、法定相続分は、Yが2分の1、A・Bそれぞれが4分の1です。

## 生前対策の基本的な考え方

ここまで情報が整理できたら、具体的な生前対策の手法を考えていきます。

第一に、遺産分割の観点から生前対策を考えます。資産の大部分が不動産や自社株式の場合、複数の相続人に均等に分割することが困難であるため、遺産分割を巡る相続争いが生じる可能性が高くなります。

特に、自社株式については、分割することなく後継者へ集中的に承継させる必要があるため、後継者ではない相続人とのバランスを取ることが難しくなります。

第二に、納税資金の観点から生前対策を考えます。未払い相続税と流動性ある資産（＝金融資産及び生命保険金）とを比較し、納税資金に不足がないかを確認します。

足りない場合は、終身保険などの生命保険契約に加入し、それを補わなければなりません。

第三に、相続税対策の観点から生前対策を考えます。未払い相続税を減らすには、資産構成を組み換えなければなりません。

一番多いパターンは金融資産から不動産への組み換えです。これによって財産評価が下がるため、未払い相続税は減少するのです。

出展：

公認会計士/税理士 岸田康雄著「相続生前対策パーフェクトガイド」  
「富裕層のための相続税対策と資産運用」より日本ヒズアップが編集

贈与税の種類について、教えてください。

## 贈与税の課税方法は、 「暦年課税」と「相続時精算課税」 の2通りです。

### (1) 贈与の種類を理解する

贈与税とは、財産の贈与を受けた者に対してかかる税金です。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

#### ① 暦年課税

贈与税は、一人の人が1月1日から12月31日までの1年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の110万円を差し引いた残りの額に対してかかります。

したがって、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません（この場合、贈与税の申告は不要です。）。

#### ② 相続時精算課税

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

なお、この特別控除額は贈与税の期限内申告書を提出する場合のみ控除することができます。

### ■ 贈与税の体系図

	暦年課税				相続時 精算課税
	一般贈与	配偶者控除	住宅取得資金 贈与の特例	教育資金 贈与の特例	
贈与者	個人	配偶者	直系尊属	直系尊属	直系尊属
対象財産	制限なし	居住用不動産、 居住用不動産の 取得資金	住宅取得資金	教育資金	制限なし
控除限度額	基礎控除 110万円	配偶者控除 2,000万円	非課税限度額 500万円～ 1,500万円	1,500万円 (または 500万円)	2,500万円 (贈与者ごと)



部長 牧本